省　令

○厚生労働省令第百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第二百四条並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第五十一条の三第一項及び第二百四条の規定に基づき、介護保険法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の五第四号イ中「ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、」を「）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額（同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額）を控除して得た額（」に改める。

第八十三条の六第一項に次の一号を加える。

六　特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

第九十七条の四の表以外の部分中「及び」を「、」に改め、「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条の表第八十三条の六第一項の項を次のように改める。

第八十三条の六第一項	前条	第九十七条の三
	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	特定介護サービス	特定介護予防サービス

第百七十二条の二の表以外の部分中「から第八十三条の八まで」を「、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第八十三条の五第四号イ中「ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、」を「）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額（同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額）を控除して得た額（」に改める。

第八十三条の六第一項に次の一号を加える。

六　特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

附　則

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

告　示

○総務省・国土交通省告示第四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更し、平成二十八年五月二十七日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月二十六日

総務大臣　山本　早苗

国土交通大臣　石井　啓一

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年総務省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更する。

二2中「第二十条の三」を「第二十一条」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇四八	二八、四、二八	佃　正勝
五〇四九	二八、四、二八	加藤　勇

○法務省告示第二百五十七号

大阪市西成区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年五月二十六日

法務大臣　岩城　光英

大阪市西成区旭南通六丁目三番地　妹尾たか子

三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により計算した金額）を控除して得た額（」に改める。

第八十三条の六第一項に次の一号を加える。

六　特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

附　則

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

○法務省告示第二百五十八号

大阪市平野区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年五月二十六日

法務大臣　岩城　光英

大阪市平野区加美正覚寺二丁目二千五百八十九番地　田中　榮

○法務省告示第二百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年五月二十六日

法務大臣　岩城　光英

住所　大阪府枚方市星丘３丁目１番38―101号
孫明人　昭和42年１月21日生

住所　さいたま市見沼区大字南中丸23番地３
金愛子　平成３年４月21日生

住所　埼玉県坂戸市大字北峰295番地９
コン・ウィサルンティア　昭和56年４月14日生

イエッ・ソムニエン　昭和58年４月６日生

コン・カズキ　平成20年２月11日生

コン・ミサキ　平成23年10月５日生

コン・マサユキ　平成27年９月13日生

住所　埼玉県熊谷市榎町274番地
曺秋子　昭和30年９月27日生

河支保　平成７年６月30日生

住所　大阪府八尾市竹渕５丁目123番地
李東烜　昭和14年９月18日生

裵君子　昭和20年12月17日生

李加代子　昭和42年２月21日生

李由紀子　昭和43年７月26日生